

## 診療報酬改定に伴う届出事項一覧（基本診療料）

（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（保医発0305第1号）より一部抜粋）

注：下線及び取消線については、東海北陸厚生局にて追記等をしたもの。

### 第2 届出に関する手続き

（中略）

- 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成26年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

### 第4 経過措置等

- 1 第2及び第3の規定にかかわらず、平成26年3月31日現在において入院基本料等の届出が受理されている保険医療機関については、次の取扱いとする。

平成26年3月31日において現に表1及び表2に掲げる入院基本料等以外の入院基本料等を算定している保険医療機関であって、引き続き当該入院基本料等を算定する場合には、新たな届出を要しないが、平成26年4月以降の実績により、届出を行っている入院基本料等の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。

表1 新たに施設基準が創設されたことにより、平成26年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

#### 地域包括診療加算

一般病棟入院基本料の注2に掲げる月平均夜勤時間超過減算（13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。）

一般病棟入院基本料の注11に掲げる療養病棟入院基本料1（7対1入院基本料又は10対1入院基本料に限る。）（平成26年10月1日以降に限る。）

一般病棟入院基本料の注12に掲げるADL維持向上等体制加算（7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。）

療養病棟入院基本料の注2に掲げる月平均夜勤時間超過減算（療養病棟入院基本料2に限る。）

療養病棟入院基本料の注10に掲げる在宅復帰機能強化加算（療養病棟入院基本料1に限る。）

結核病棟入院基本料の注2に掲げる月平均夜勤時間超過減算

精神病棟入院基本料の注2に掲げる月平均夜勤時間超過減算

精神病棟入院基本料の注7に掲げる精神保健福祉士配置加算

特定機能病院入院基本料の注9に掲げる療養病棟入院基本料1（一般病棟に限る。）（平成26年10月1日以降に限る。）

特定機能病院入院基本料の注10に掲げるADL維持向上等体制加算（一般病棟に限る。）

専門病院入院基本料の注8に掲げる療養病棟入院基本料1（平成26年10月1日以降に限る。）

専門病院入院基本料の注9に掲げるADL維持向上等体制加算（7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。）

障害者施設等入院基本料の注2に掲げる月平均夜勤時間超過減算

有床診療所入院基本料1・2・3

有床診療所入院基本料の注6に掲げる看護補助配置加算1又は2

有床診療所入院基本料の注10に掲げる栄養管理実施加算

有床診療所療養病床入院基本料の注10に掲げる栄養管理実施加算

総合入院体制加算1

診療録管理体制加算1

医師事務作業補助体制加算1

急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間25対1急性期看護補助体制加算

看護職員夜間配置加算（平成26年10月1日以降引き続き算定する場合に限る。）

新生児特定集中治療室退院調整加算3

特定集中治療室管理料1又は2

ハイケアユニット入院医療管理料1

回復期リハビリテーション病棟入院料の注5に掲げる体制強化加算

地域包括ケア病棟入院料

地域包括ケア病棟入院料の注2（別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合）

地域包括ケア病棟入院料の注3に掲げる看護職員配置加算

地域包括ケア病棟入院料の注4に掲げる看護補助者配置加算

精神科救急入院料の注4に掲げる院内標準診療計画加算

精神科急性期治療病棟入院料の注4に掲げる精神科急性期医師配置加算

精神科急性期治療病棟入院料の注5に掲げる院内標準診療計画加算

精神科救急・合併症入院料の注4に掲げる院内標準診療計画加算

精神療養病棟入院料の注6に掲げる精神保健福祉士配置加算

特定一般病棟入院料の注7

表2 施設基準の改正により、平成26年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成26年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

一般病棟入院基本料（7対1入院基本料に限る。）（平成26年10月1日以降引き続き算定

する場合に限る。）

特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。7対1入院基本料に限る。）（平成26年10月1日以降引き続き算定する場合に限る。）

専門病院入院基本料（7対1入院基本料に限る。）（平成26年10月1日以降引き続き算定する場合に限る。）

一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算1又は2（平成26年10月1日以降引き続き算定する場合に限る。）

総合入院体制加算2

診療録管理体制加算2

医師事務作業補助体制加算2

急性期看護補助体制加算（平成26年10月1日以降引き続き算定する場合に限る。）

看護補助加算（一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料及び専門病院入院基本料の13対1入院基本料に限る。）（平成26年10月1日以降引き続き算定する場合に限る。）

褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2（別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合）

退院調整加算の注3（別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合）

データ提出加算

特定集中治療室管理料3又は4（平成27年4月1日以降も引き続き算定する場合に限る。）

ハイケアユニット入院医療管理料2（平成26年10月1日以降も引き続き算定する場合に限る。）

小児特定集中治療室管理料

新生児特定集中治療室管理料1又は2（平成26年10月1日以降も引き続き算定する場合に限る。）

総合周産期特定集中治療室管理料（新生児集中治療室管理料）（平成26年10月1日以降も引き続き算定する場合に限る。）

回復期リハビリテーション病棟入院料1（平成26年10月1日以降引き続き算定する場合に限る。）

回復期リハビリテーション病棟入院料（回復期リハビリテーション病棟入院料1に限る。）の注2に掲げる休日リハビリテーション提供体制加算

精神科救急入院料

精神科救急・合併症入院料

精神療養病棟入院料

表3 診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成26年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 有床診療所入院基本料 1     | → | 有床診療所入院基本料 4       |
| 有床診療所入院基本料 2     | → | 有床診療所入院基本料 5       |
| 有床診療所入院基本料 3     | → | 有床診療所入院基本料 6       |
| 新生児特定集中治療室退院調整加算 | → | 新生児特定集中治療室退院調整加算 1 |
| 新生児特定集中治療室退院調整加算 | → | 新生児特定集中治療室退院調整加算 2 |
| 短期滞在手術基本料 1      | → | 短期滞在手術等基本料 1       |
| 短期滞在手術基本料 2      | → | 短期滞在手術等基本料 2       |
| 総合入院体制加算         | ⇒ | 総合入院体制加算 2         |
| 医師事務作業補助体制加算     | → | 医師事務作業補助体制加算 2     |

- 2 精神病棟入院基本料の特別入院基本料の施設基準のうち「当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること」については、看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、当該施設基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。